

◆◆ 資料 ◆◆

1. 計画目標水準の根拠
2. 用語説明

1. 計画目標水準の根拠

(1) 施設緑地

■ 施設緑地の整備目標

年次 緑地種別	現況 (平成21年)						備考
	都市計画区域			市街化区域			
	整備量		㎡/人	整備量			
	箇所	面積 (ha)		箇所	面積 (ha)		
住区基幹公園	街区公園					①	
	近隣公園					②	
都市基幹公園	地区公園					③	
	総合公園					④	
	運動公園	1	16.90	16.9		⑤ 中井中央公園	
	基幹公園 小計	1	16.90	16.9		①～⑤ 小計	
特殊公園	風致公園					⑥	
	都市緑地					⑦	
	都市公園 小計	1	16.90	16.9		①～⑦ 小計 → [A]	
	公共施設緑地	40	16.15	16.1	16	5.52	⑧
	都市公園等 小計	41	33.05	33.0	16	5.52	①～⑧ 小計 → [B]
	民間施設緑地	33	154.66	154.5	3	0.30	⑨
	施設緑地間の重複						a
	施設緑地 合計	74	187.71	187.5	19	5.82	①～⑨ 合計 - a
	人口	都市計画区域人口			10,010 人		[C]H22国勢調査(速報値)
	都市公園等の目標水準 (住民一人当たりの面積)	都市公園			16.9 ㎡/人		[A](㎡単位)/[C]
		都市公園等			33.0 ㎡/人		[B](㎡単位)/[C]

年次 緑地種別	目標年次 (平成42年)						備考
	都市計画区域			将来市街化区域			
	整備量		㎡/人	整備量			
	箇所	面積 (ha)		箇所	面積 (ha)		
住区基幹公園	街区公園	3	0.80	0.7	1	0.20	①
	近隣公園						②
都市基幹公園	地区公園						③
	総合公園						④
	運動公園	1	16.90	14.1			⑤ 中井中央公園
	基幹公園 小計	4	17.70	14.8	1	0.20	①～⑤ 小計
特殊公園	風致公園	3	13.70	11.4	1	4.70	⑥
	都市緑地	1	5.00	4.2	1	5.00	⑦
	都市公園 小計	8	36.40	30.3	3	9.90	①～⑦ 小計 → [A]
	公共施設緑地	42	19.42	16.2	17	5.82	⑧
	都市公園等 小計	50	55.82	46.5	20	15.72	①～⑧ 小計 → [B]
	民間施設緑地	33	154.66	128.9	3	0.30	⑨
	施設緑地間の重複		0.49			0.08	a
	施設緑地 合計	83	209.99	175.0	23	15.94	①～⑨ 合計 - a
	人口	都市計画区域人口			12,000 人		[C]
	都市公園等の目標水準 (住民一人当たりの面積)	都市公園			30.3 ㎡/人		[A](㎡単位)/[C]
		都市公園等			46.5 ㎡/人		[B](㎡単位)/[C]

■ 施設緑地の整備目標個別調書（1/2）

種別	名称	現況（平成21年）		整備目標					備考
		都市計画 区域内 面積 (ha)	市街化 区域内 面積 (ha)	5年後 (ha)	中間年次 平成32年 (ha)	目標年次 平成42年 (ha)	市街化 区域内 面積 (ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)	
街区公園	(仮称)神戸公園				0.20	0.20	0.20		神戸地区内に整備予定
	(仮称)井ノ口上公園					0.30		0.30	
	(仮称)井ノ口下公園					0.30		0.30	
	小計				0.20	0.80	0.20	0.60	
運動公園	中井中央公園	16.90		16.90	16.90	16.90		16.90	供用開始面積、広域避難場所
	小計	16.90		16.90	16.90	16.90		16.90	
風致公園	震生湖周辺					3.00		3.00	五所八幡宮と重複0.38ha 自然環境保全地域と重複2.0ha 南部地区内に整備予定
	五所八幡宮周辺					6.00		6.00	
	五分一北田				4.70	4.70	4.70		
	小計				4.70	13.70	4.70	9.00	
都市緑地	大方				5.00	5.00	5.00		南部地区内に整備予定
	小計				5.00	5.00	5.00		
都市公園 合計		16.90		16.90	26.80	36.40	9.90	26.50	①
広場・ 運動場	井ノ口第一青少年広場	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05		
	総合グラウンド	0.68		0.68	0.68	0.68		0.68	
	テニスコート	0.34		0.34	0.34	0.34		0.34	
	富士見台いこいの広場	0.18		0.18	0.18	0.18		0.18	
	遠藤原いこいの広場	0.02		0.02	0.02	0.02		0.02	
	半分形青少年広場	0.07		0.07	0.07	0.07		0.07	
	中津いこいの広場第1	0.02		0.02	0.02	0.02		0.02	
	中津いこいの広場第2	0.01		0.01	0.01	0.01		0.01	
	井ノ口第二青少年広場	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05		
小計	1.42	0.10	1.42	1.42	1.42	0.10	1.32		
町条例等 による公園	鴨沢児童遊園地	0.08		0.08	0.08	0.08		0.08	
	五所ノ宮児童公園	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16		
	五所ノ宮幼児公園	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04		
	宮原児童公園	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19		
	田中児童公園	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09		
	藤沢児童遊園地	0.03		0.03	0.03	0.03		0.03	
	井ノ口第一児童遊園地	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07		
	関の上小公園	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01		
	北田児童遊園地	0.05		0.05	0.05	0.05		0.05	
	遠藤児童遊園地	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04		
	岩倉農村公園	0.14		0.14	0.14	0.14		0.14	
	境グリーンテックパーク	1.72	1.72	1.72	1.72	1.72	1.72		
	蛍公園	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46		
	大的公園	0.65	0.65	0.65	0.65	0.65	0.65		
	大久保公園	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08		
	岩井戸公園	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10		
敵島湿生公園	2.59		2.59	2.59	5.50		5.50	計画5.5ha 敵島社と重複0.03ha 自然環境保全地域と重複2.3ha	
(仮称)松本下公園			0.06	0.06	0.06		0.06	地区計画	
(仮称)長窪公園					0.30	0.30			
小計	6.50	3.61	6.56	6.56	9.77	3.91	5.86		
その他の 公共施設 緑地	中村小学校	1.85		1.85	1.85	1.85		1.85	広域避難場所
	井ノ口小学校	1.55	1.55	1.55	1.55	1.55	1.55		
	中井中学校	1.84		1.84	1.84	1.84		1.84	
	境コミュニティセンター	0.31		0.31	0.31	0.31		0.31	
	市民農園 井ノ口	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26		
	市民農園 富士見台	0.54		0.54	0.54	0.54		0.54	
	市民農園 境	0.25		0.25	0.25	0.25		0.25	
	市民農園 中井農園(県1)	0.33		0.33	0.33	0.33		0.33	
	市民農園 中井農園(県2)	0.08		0.08	0.08	0.08		0.08	
	市民農園 中井農園(県3)	0.24		0.24	0.24	0.24		0.24	
	市民農園 中井農園(県4)	0.14		0.14	0.14	0.14		0.14	
	市民農園 中井農園(県5)	0.30		0.30	0.30	0.30		0.30	
	市民農園 中井農園(県6)	0.35		0.35	0.35	0.35		0.35	
	市民農園 中井農園(県7)	0.19		0.19	0.19	0.19		0.19	
小計	8.23	1.81	8.23	8.23	8.23	1.81	6.42		
公共施設緑地 合計		16.15	5.52	16.21	16.21	19.42	5.82	13.60	②

■ 施設緑地の整備目標個別調書（2/2）

種別	名称	現況（平成21年）		整備目標					備考
		都市計画 区域内 面積 (ha)	市街化 区域内 面積 (ha)	5年後 (ha)	中間年次 平成32年 (ha)	目標年次 平成42年 (ha)	市街化 区域内 面積 (ha)	市街化調整 区域内面積 (ha)	
民間施設の 公開空地	レインボーカントリーゴルフクラブ	81.10		81.10	81.10	81.10		81.10	
	平塚富士見カントリークラブ	64.20		64.20	64.20	64.20		64.20	
	カズゴルフ練習場	2.09		2.09	2.09	2.09		2.09	諏訪ノ入地区の保存樹林地と重複1.32ha
	松本リトルリーググラウンド	0.84		0.84	0.84	0.84		0.84	
	BEATテニスクラブ	0.37		0.37	0.37	0.37		0.37	
	大井松田カートランド	1.45		1.45	1.45	1.45		1.45	
	中井インターサーキット	0.76		0.76	0.76	0.76		0.76	
	小計	150.81		150.81	150.81	150.81		150.81	
寺社境内地	玄張寺	0.05		0.05	0.05	0.05		0.05	
	廣翁院	0.62		0.62	0.62	0.62		0.62	
	珠泉院	0.30		0.30	0.30	0.30		0.30	
	清岩寺	0.39		0.39	0.39	0.39		0.39	
	宗玄寺	0.20		0.20	0.20	0.20		0.20	
	泰翁寺	0.24		0.24	0.24	0.24		0.24	
	大泉寺	0.13		0.13	0.13	0.13		0.13	
	米倉寺	0.41		0.41	0.41	0.41		0.41	
	浅間神社	0.01		0.01	0.01	0.01		0.01	
	厳島社	0.03		0.03	0.03	0.03		0.03	厳島湿生公園と重複0.03ha
	飯綱社	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08		南部地区内に整備予定 都市緑地と重複0.08ha
	稻荷社	0.03		0.03	0.03	0.03		0.03	
	稻荷社	0.04		0.04	0.04	0.04		0.04	
	五所八幡宮	0.38		0.38	0.38	0.38		0.38	風致公園と重複0.38ha
	神明社	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	神明社	0.02		0.02	0.02	0.02		0.02	
	須賀神社	0.11		0.11	0.11	0.11		0.11	
	菅原神社	0.05		0.05	0.05	0.05		0.05	
	諏訪社	0.10		0.10	0.10	0.10		0.10	
	天神社	0.08		0.08	0.08	0.08		0.08	
	白山神社	0.06		0.06	0.06	0.06		0.06	
	八幡社	0.07		0.07	0.07	0.07		0.07	
	八幡神社	0.15		0.15	0.15	0.15		0.15	
	日枝社	0.06		0.06	0.06	0.06		0.06	
養笠神社	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22			
八坂社	0.02		0.02	0.02	0.02		0.02		
小計	3.85	0.30	3.85	3.85	3.85	0.30	3.55		
民間施設緑地 合計		154.66	0.30	154.66	154.66	154.66	0.30	154.36	③
【施設緑地間の重複】									
風致公園と寺社境内地						0.38		0.38	
都市緑地と寺社境内地					0.08	0.08	0.08		
町条例等による公園と寺社境内地						0.03		0.03	
重複面積 合計					0.08	0.49	0.08	0.41	④
施設緑地面積 合計		187.71	5.82	187.77	197.59	209.99	15.94	194.05	①+②+③-④

(2) 地域制緑地

■ 地域制緑地の整備目標

緑地種別	年次	現況 (平成21年)				備考	
		都市計画区域		m ² /人	市街化区域		
		整備量			整備量		
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)		
特別緑地保全地区						⑩	
風致地区						⑪	
生産緑地地区						⑫	
都市計画法によるもの 小計						⑩~⑫ 小計	
自然環境保全地域	7	52.30	52.2			⑬	
農用地区域	—	308.24	307.9			⑭	
保安林	—	25.03	25.0			⑮	
地域森林計画対象民有林	—	644.45	643.8			⑯	
その他法によるもの 小計	—	1,030.02	1,029.0			⑬~⑯ 小計	
緑地協定						⑰	
条例等によるもの	7	22.08	22.1	5	20.11	⑱	
条例等によるもの 小計	7	22.08	22.1	5	20.11	⑰~⑱ 小計	
地域制緑地間の重複		58.96				b	
地域制緑地 合計		993.14	992.1		20.11	⑩~⑱ 合計-b	
人口		都市計画区域人口		10,010 人		平成22年国勢調査 (速報値)	

緑地種別	年次	目標年次 (平成42年)				備考	
		都市計画区域		m ² /人	将来市街化区域		
		整備量			整備量		
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)		
特別緑地保全地区						⑩	
風致地区	1	62.00	51.7			⑪	
生産緑地地区						⑫	
都市計画法によるもの 小計	1	62.00	51.7			⑩~⑫ 小計	
自然環境保全地域	7	52.30	43.6			⑬	
農用地区域	—	298.94	249.1			⑭	
保安林	—	25.03	20.9			⑮	
地域森林計画対象民有林	—	615.85	513.2			⑯	
その他法によるもの 小計	—	992.12	826.8			⑬~⑯ 小計	
緑地協定						⑰	
条例等によるもの	9	32.08	26.7	7	30.11	⑱	
条例等によるもの 小計	9	32.08	26.7	7	30.11	⑰~⑱ 小計	
地域制緑地間の重複		98.72				b	
地域制緑地 合計		987.48	822.9		30.11	⑩~⑱ 合計-b	
人口		都市計画区域人口		12,000 人			

■ 地域制緑地の整備目標個別調書

種別	名称	現況（平成21年）		整備目標					備考
		都市計画区域内面積 (ha)	市街化区域内面積 (ha)	5年後 (ha)	中間年次 平成32年 (ha)	目標年次 平成42年 (ha)	市街化区域内面積 (ha)	市街化調整区域内面積 (ha)	
風致地区	井ノ口東部				62.00	62.00		62.00	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づき位置づけ
都市計画法によるもの 合計					62.00	62.00		62.00	①
自然環境保全地域	比奈窪	1.50		1.50	1.50	1.50		1.50	地域森林計画と重複
	松本下	3.80		3.80	3.80	3.80		3.80	地域森林計画と重複
	松本上	13.20		13.20	13.20	13.20		13.20	地域森林計画と重複
	鴨沢	27.30		27.30	27.30	27.30		27.30	地域森林計画と重複
	五所八幡宮	2.00		2.00	2.00	2.00		2.00	地域森林計画及び風致公園と重複
	久所・木舟	2.20		2.20	2.20	2.20		2.20	地域森林計画と重複
	巖島神社	2.30		2.30	2.30	2.30		2.30	風致公園と重複
	小計	52.30		52.30	52.30	52.30		52.30	
農用地区域	町内一円	308.24		308.24	298.94	298.94		298.94	諏訪地区内の除外風致地区と重複
保安林	町内一円	25.03		25.03	25.03	25.03		25.03	風致地区及び地域森林計画と重複
地域森林計画対象民有林	町内一円	644.45		644.45	624.05	615.85		615.85	南部及び諏訪地区内の除外風致地区と重複
その他法によるもの 合計		1,030.02		1,030.02	1,000.32	992.12		992.12	②
面整備地区の保存緑地	境地区	14.36	14.36	14.36	14.36	14.36	14.36		
	長窪地区	2.50	2.50	2.50	2.50	2.50	2.50		地区計画
	関ノ上地区	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09		
	沢ノ上地区	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54		
	池窪地区	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62		
	諏訪ノ入地区	1.32		1.32	1.32	1.32		1.32	公開空地と重複
	上ノ原地区	0.65		0.65	0.65	0.65		0.65	
	南部開発地区				4.00	4.00	4.00		
	諏訪地区				6.00	6.00	6.00		諏訪地区の整備構想面積の20%を想定
小計	22.08	20.11	22.08	32.08	32.08	30.11	1.97		
条例等によるもの 合計		22.08	20.11	22.08	32.08	32.08	30.11	1.97	③
【地域制緑地間の重複】									
風致地区と地域森林計画対象民有林					30.04	30.04		30.04	
風致地区と農用地					9.72	9.72		9.72	
風致地区と保安林					1.89	1.89		1.89	
保安林と地域森林計画対象民有林		25.03		25.03	23.14	23.14		23.14	
自然環境保全地域と地域森林計画対象民有林		33.93		33.93	33.93	33.93		33.93	
重複面積 合計		58.96		58.96	98.72	98.72		98.72	④
地域制緑地面積 合計		993.14	20.11	993.14	995.68	987.48	30.11	957.37	①+②+③-④
【施設緑地と地域制緑地の重複】									
風致公園と自然環境保全地域						2.00		2.00	五所八幡宮
町条例等による公園と自然環境保全地域		2.30		2.30	2.30	2.30		2.30	巖島社
公開空地と条例による保存樹林地		1.32		1.32	1.32	1.32		1.32	諏訪ノ入
重複面積 合計		3.62		3.62	3.62	5.62		5.62	⑤
緑地面積 合計		1,177.23	25.93	1,177.29	1,189.65	1,191.85	46.05	1,145.80	①+②+③-④-⑤

(3) 緑地総括表

■ 緑地総括表

年次 緑地種別	現況 (平成21年)					目標年次 (平成42年)					備考	
	都市計画区域			市街化区域		都市計画区域			将来市街化区域			
	整備量		㎡/人	整備量		整備量		㎡/人	整備量			
	箇所	面積 (ha)		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)		箇所	面積 (ha)		
住区基幹公園	街区公園					3	0.80	0.7	1	0.20	①	
	近隣公園										②	
都市基幹公園	地区公園										③	
	総合公園										④	
	運動公園	1	16.90	16.9		1	16.90	14.1			⑤ 中井中央公園	
	基幹公園 小計	1	16.90	16.9		4	17.70	14.8	1	0.20	①~⑤ 小計	
特殊公園	風致公園					3	13.70	11.4	1	4.70	⑥	
都市緑地						1	5.00	4.2	1	5.00	⑦	
	都市公園 小計	1	16.90	16.9		8	36.40	30.3	3	9.90	①~⑦ 小計 → [A]	
	公共施設緑地	40	16.15	16.1	16	5.52	42	19.42	16.2	17	5.82	⑧
	都市公園等 小計	41	33.05	33.0	16	5.52	50	55.82	46.5	20	15.72	①~⑧ 小計 → [B]
	民間施設緑地	33	154.66	154.5	3	0.30	33	154.66	128.9	3	0.30	⑨
	施設緑地間の重複						0.49			0.08	a	
	施設緑地 合計	74	187.71	187.5	19	5.82	83	209.99	175.0	23	15.94	①~⑨ 合計 - a
特別緑地保全地区											⑩	
	風致地区					1	62.00	51.7			⑪	
	生産緑地地区										⑫	
	都市計画法によるもの 小計					1	62.00	51.7			⑩~⑫ 小計	
	自然環境保全地域	7	52.30	52.2			7	52.30	43.6		⑬	
	農用地区域	-	308.24	307.9			-	298.94	249.1		⑭	
	保安林	-	25.03	25.0			-	25.03	20.9		⑮	
	地域森林計画対象民有林	-	644.45	643.8			-	615.85	513.2		⑯	
	その他法によるもの 小計	-	1,030.02	1,029.0			-	992.12	826.8		⑬~⑯ 小計	
	緑地協定										⑰	
	条例等によるもの	7	22.08	22.1	5	20.11	9	32.08	26.7	7	30.11	⑱
	条例等によるもの 小計	7	22.08	22.1	5	20.11	9	32.08	26.7	7	30.11	⑰~⑱ 小計
	地域制緑地間の重複		58.96			0.00		98.72			0.00	b
	地域制緑地 合計		993.14	992.1		20.11		987.48	822.9		30.11	⑩~⑱ 合計 - b
	施設・地域制緑地間の重複		3.62			0.00		5.62			0.00	c
	緑地 合計		1,177.23	1,176.1		25.93		1,191.85	993.2		46.05	①~⑱ 合計 - (a+b+c) → [C]
人口		都市計画区域人口			10,010 人	都市計画区域人口			12,000 人		[D]	
面積		市街化区域面積			225 ha	市街化区域面積			287 ha		[E]	
		都市計画区域面積			2,002 ha	都市計画区域面積			2,002 ha		[F]	
緑地の確保目標水準		市街化区域面積に対する割合			11.5 %	市街化区域面積に対する割合			16.0 %		[C] (市街化区域) / [E] × 100	
		都市計画区域面積に対する割合			58.8 %	都市計画区域面積に対する割合			59.5 %		[C] (都市計画区域) / [F] × 100	
都市公園等の目標水準 (住民一人当たりの面積)		都市公園			16.9 ㎡/人	都市公園			30.3 ㎡/人		[A] (㎡単位) / [D]	
		都市公園等			33.0 ㎡/人	都市公園等			46.5 ㎡/人		[B] (㎡単位) / [D]	

2. 用語説明

あ行

○ アドプト制度（あどぶとせいど）

住民や地元企業などが、公共空間（道路、公園、河川など）におけるごみの清掃や植栽等の美化活動をボランティアで行う制度のことです。行政は、住民や地元企業などの活動に対し、一定の支援を行うという形が多くなっています。

○ オープンスペース（おーぶんすぺーす）

公園や河川・湖沼、樹林、農地など、建物によって地表が覆われていない土地のことです。

か行

○ 河川区域（かせんくいき）

洪水など災害の発生を防止するために必要な区域として、「河川法」に基づき定められた区域のことです。

○ かながわの美林50選（かながわのびりんごじゅっせん）

神奈川県内の林のうち、推薦で選ばれた50箇所の美しい林です。本町では、五所八幡宮の林が選ばれています。

○ 神奈川みどり計画（かながわみどりけいかく）

神奈川県内の市街地やその周辺におけるみどりの減少や、多様な生物が生息できる環境の確保、水源かん養など、みどりの機能の低下が問題となっていることをうけ、「人と生き物と生活空間を育むみどり豊かなかながわをめざして」を基本理念に、「かながわ新みどり計画」など既存の関連計画を統合して神奈川県が平成18年3月に策定した計画です。

○ かん養（かんよう）

雨水や河川水などが地面に浸透して地下の土壌に蓄えられることです。

森林や農地は、表土が露出していることから、アスファルトなどで固められた地面に比べかん養機能が高く、河川に雨水が急激に流入するのを防ぎ、洪水の緩和や河川の流量を安定させるとともに、雨水が土壌を通過する際に窒素やリンなどが土に吸着・ろ過することで水質を浄化する働きを持っています。

○ 景観法（けいかんほう）

良好な景観の形成を図るため、平成16年に公布された我が国で初めての景観についての総合的な法律です。景観行政団体による景観計画の策定、景観計画区域や景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等が盛り込まれています。

○ 公園（こうえん）

木や草花の植栽地、子どもの遊び場やスポーツの場、憩いの場などがある、子どもから大人までが憩えるように整備された場所です。

さ行

○ 里地（さとち）

畑や水田と集落が一体的に存在している場所です。

○ 里山（さとやま）

里地の周辺にあり、林産物栽培、有機肥料、薪や炭の生産などに利用されるなど、地域住民の生活と密接に結びついて存在している森林をもつ山のことです。里山は、クヌギやコナラを中心とする落葉広葉樹の二次林が多くなっています。

○ 山塊（さんかい）

山系・山脈から離れ、塊状になっている山地のことです。

○ 市街化区域（しがいかくいき）

都市計画法に基づき指定された区域で、既に市街地を形成している区域、もしくは計画的な整備や開発により市街化を図るべき区域に指定されます。

○ 市街化調整区域（しがいかちょうせいくいき）

都市計画法に基づき指定された区域で、市街化区域と対をなすものです。市街化を抑制すべき区域に指定され、この区域では開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われません。

○ 施設緑地（しせつりょくち）

公園やグラウンド・広場など、国や地方自治体が整備する緑地と、社寺境内地や市民農園など、民有地で永続性が高い緑地のことです。

○ 自然環境保全地域（しぜんかんきょうほぜんちいき）

神奈川県自然環境保全条例に基づき、特に自然環境を保全することが必要な場所に指定される地域のことです。

○ 市民農園（しみんのうえん）

町民が小面積の農地を借りて、レクリエーション目的等で野菜や花などを育てるための農園のことです。

○ 社寺林（しゃじりん）

寺院や神社の境内に植生している樹林です。

た行

○ 体験・交流型農園（たいけん・こうりゅうがたのうぎょう）

農業体験の機会を確保するとともに、農業に対する理解を深め、良好な農地の保全を図ることを目的に、農業体験を行わせる体験・交流型の農園のことです。

○ 地域森林計画対象民有林（ちいきしんりんけいかくたいしょうみんゆうりん）

「森林法」に基づき、森林の整備及び保全の目標などを明らかにする「地域森林計画」の対象となる民有林のことです。

○ 地域制緑地（ちいきせいりょくち）

良好な自然環境を保全するために、法律や条例などにより土地利用や開発事業を規制することで、緑地として担保された区域のことです。

○ 地区計画（ちくけいかく）

都市計画法に基づき、地区レベルで良好なまちづくりを進める制度です。地区計画では、地区の目標や方針を定めるほか、公園や道路などの施設の配置、建物の用途や建て方、緑化率などのルールを、地区の特性に応じてきめ細かく定めることができます。

○ 都市計画区域（としけいかくくいき）

都市計画法に基づく、「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全」すべき区域のことです。

○ 都市公園、都市緑地（としこうえん、としりょくち）

都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地です。都市公園は、大きく住区基幹公園と都市基幹公園に区分されます。

住区基幹公園は、徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的としており、「街区公園」「近隣公園」「地区公園」があります。

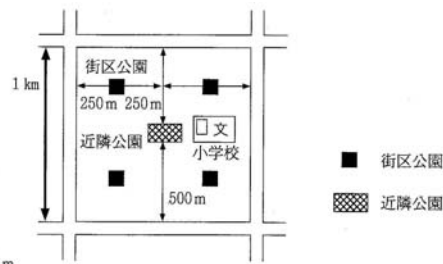
都市基幹公園は、1つの市町村内に居住している人々の利用を目的としており、「総合公園」や「運動公園」などがあります。

◆ 住区基幹公園の配置イメージ ◆

住区レベル（1近隣住区）

標準面積：100ha（1km×1km）
標準人口：10,000人
街区公園4箇所
近隣公園1箇所

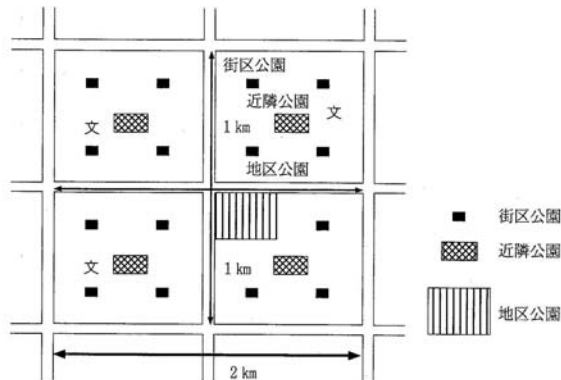
街区公園：標準面積 0.25ha 誘致距離 250m
近隣公園：標準面積 2 ha 誘致距離 500m



住区レベル（4近隣住区）

標準面積：400ha
標準人口：40,000人
街区公園16箇所
近隣公園4箇所
地区公園1箇所

地区公園：標準面積 4 ha
誘致距離 1 km



■ 主な都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で、1箇所当たりの面積2haを標準として配置。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。 (都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)

※ 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の住居単位（小学校区に相当）

出典：公園緑地マニュアル（平成17年度版 社団法人日本公園緑地協会発行）

○ 都市公園法（としこうえんほう）

地方公共団体が都市公園または都市緑地を設置し、管理するための基準を示す法律で、平成16年6月に改正しています。都市公園の定義や設置に関する基準、管理に関する事項などが定められています。

○ 都市マスタープラン（としますたーぷらん）

都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段、プロセスを総合的・体系的に示す計画です。本町では、平成21年3月に「中井町都市マスタープラン」を改訂しています。

○ 都市緑地法（としりょくちほう）

都市公園法やその他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律です。「緑の基本計画」もこの法律に基づいて策定されています。制定時の名称は「都市緑地保全法」でしたが、平成16年12月の法改正により、「都市緑地法」に改称されています。

な行

○ 二次林（にじりん）

自然林が伐採や災害によって失われた後に、自然または人為的に再生した林のことです。

○ ネットワーク（ねっとわーく）

公園や地域資源を緑化された道路や散策路等につながった空間、帯状に連なる樹林地により生物の生息空間が結びついた空間などのことです。

○ 農業振興地域（のうぎょうしんこうちいき）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として県知事が指定する地域のことです。

○ 農用地区域（のうようちくいき）

今後とも長期にわたって農業を行う土地として、農業振興地域内に指定される区域のことです。

は行

○ ビオトープ（びおとーぷ）

生命（バイオ）と場所（トポス）の合成語で、地域の野生生物が生存できるような良好な自然環境を備えた生物生息空間のことです。単に植物が生育するだけの緑地・水辺ではなく、その地域にいる様々な生物が生息できる生態学的に見ても良好な自然的空間であることが特徴です。学校などに設置される、人工的に生物群の生息場所としての環境を整備した場所も含めて用いられています。

○ 保安林（ほあんりん）

水源かん養や環境保全、土砂の崩壊その他の災害の防備など、森林の公益的機能を発揮させるため、「森林法」に基づき、特に重要な森林を農林水産大臣又県知事が指定する区域のことです。

ま行

○ 緑（みどり）

樹木や草花、農地（田・畑・樹園地）、水面・水辺、公園・緑地、宅地内の緑（庭、屋上緑化など）などのことです。

○ 緑の回廊（みどりのかいろう）

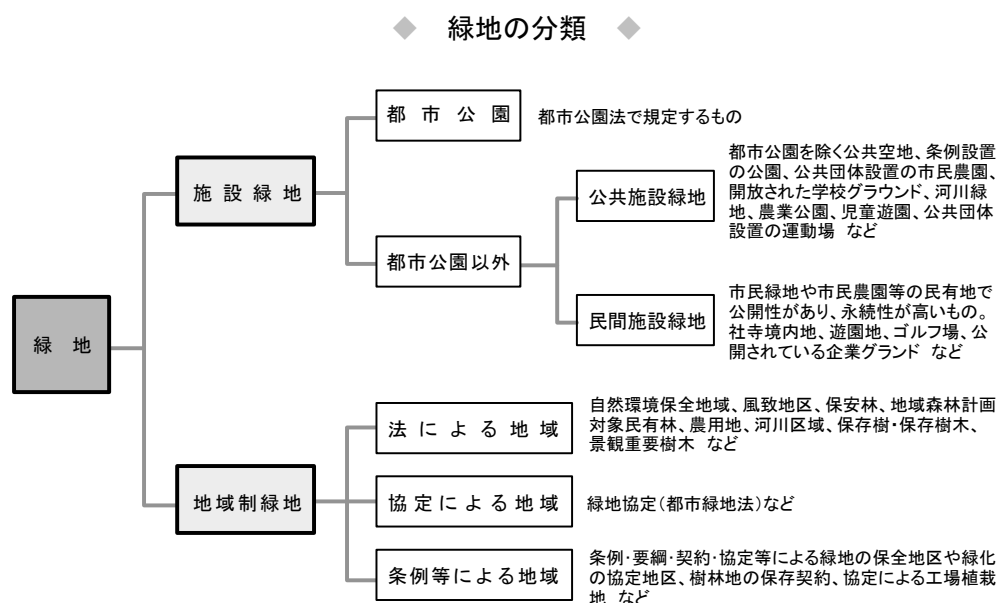
緑が回廊のようにつながっている空間のことです。緑が連続性を持つことで、緑がもつ環境保全機能や景観構成機能などを効果的・効率的に高めることが期待できます。

ら行

○ 緑地（りょくち）

公共施設などとして管理されている緑地（公園など）、土地利用制限などで確保されている緑地（保安林、自然環境保全地域など）、社会通念上安定している緑地（社寺境内地、ゴルフ場など）など、空地として担保されている土地のことをいいます。

植物に覆われていない土地であっても、公園や自然環境保全地域などの区域内であれば、緑地の扱いとなります。一方で、土地利用規制などの指定がなく、担保されていない区域は、緑地の対象になりません。



出典：新編緑の基本計画ハンドブック
(平成 19 年 4 月 社団法人日本公園緑地協会発行 国土交通省監修)

○ 緑被地（りょくひち）

樹林地や草地、農地（野菜畑・植木畑・果樹園）、宅地の庭の緑など、植物で覆われている部分の土地のことをいいます。

○ レッドデータブック（れっどでーたぶっく）

絶滅のおそれのある生物種をとりあげ、自然の保護における優先順位を決定する手助けとなる種の分布や生息状況などの情報をまとめた本です。IUCN（国際自然保護連合）が 1966 年に初めて作成しました。神奈川県では、1995 年、2006 年に作成されています。



◆ 町の木「きんもくせい」 ◆